

事 務 連 絡

令和 3 年 12 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療法第 5 条の 2 に基づく医師少数区域等で勤務した医師を認定する制度のご案内について（周知依頼）

医療法第 5 条の 2 に基づく医師少数区域等で勤務した医師を認定する制度については、「医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について（通知）」（医政発 0116 第 1 号令和 2 年 1 月 16 日付け医政局長通知）により、その趣旨及び主な内容についてお示しし、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いしたところです。

この度、当該制度の更なる普及のため、制度の概要及び認定取得に伴う経済的支援等について整理した資料を策定致しました。ついては、医師確保対策の取組を推進するため、特に医師少数区域及び医師少数スポットに所在する医療機関に周知いただき当該制度の普及に繋げていただきますようお願いいたします。

○参考 1：制度概要（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kinkyuu/index.html

○参考 2：医師少数区域・医師少数スポット一覧（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000800282.xlsx>

【担当者】

厚生労働省医政局地域医療計画課

医師確保等地域医療対策室

03－5253－1111（内線 4120）

E-mail ishi-kakuho@mhlw.go.jp